

「預金等受入金融機関に係る検査評価制度について」の一部改正（新旧対照表）

現 行	改 正 後
(本文) 1. 目的 (省略) 2. 評価項目 (省略) 3. 評価方法 (省略) 4. 対象金融機関 (省略) 5. 事務処理等 (省略) 6. 選択的な行政対応への反映 (省略) 7. 施行日等 (1) (省略)	(本文) 1. 目的 (省略) 2. 評価項目 (省略) 3. 評価方法 (省略) 4. 対象金融機関 (省略) 5. 事務処理等 (省略) 6. 選択的な行政対応への反映 (省略) 7. 施行日等 (1) (省略)

「預金等受入金融機関に係る検査評価制度について」の一部改正（新旧対照表）

現 行	改 正 後
(2) 金融円滑化編に係る金融検査評価制度については、平成 23 検査事務年度中に試行を開始し、平成 24 検査事務年度以降、速やかに施行に移すこととする。具体的な施行日等については、別途指示するところによる。なお、試行期間中の評価結果は、金融機関に通知されるものの、選択的な行政対応には反映させないこととする。 (別紙) 評価段階及び留意点等(金融検査評価制度) 評価段階 1. 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－ A～D (省略) 評価における留意点等 【基本的留意点】 (省略) 【マイナス要素】 (省略)	(2) 金融円滑化編に係る金融検査評価制度は、平成 24 年 10 月 1 日から施行し、同日以降予告する(無予告の場合は、立入を開始する)検査について、その評価結果を選択的な行政対応に反映させることとする。 (別紙) 評価段階及び留意点等(金融検査評価制度) 評価段階 1. 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－ A～D (省略) 評価における留意点等 【基本的留意点】 (省略) 【マイナス要素】 (省略)

「預金等受入金融機関に係る検査評価制度について」の一部改正（新旧対照表）

現 行	改 正 後
【その他留意点】 ● （省略） ● （省略） ● 取締役・取締役会の役割・責任の評価に当たっては、法令等遵守及びリスク管理態勢の確立に向けた代表取締役によるリーダーシップの発揮状況や、他の取締役による牽制機能の発揮状況等がポイントとなることに留意する。なお、取締役会等において十分な議論がなされているかという観点から、取締役会等における議論の内容を検証するが、金融機関の経営判断の適否を評価するものではない。 ● （省略） ● （省略） ● （省略） 2. 金融円滑化編 （省略）	【その他留意点】 ● （省略） ● （省略） ● 取締役・取締役会の役割・責任の評価に当たっては、<u>金融円滑化管理、法令等遵守、顧客保護等管理</u>及びリスク管理態勢の確立に向けた代表取締役によるリーダーシップの発揮状況や、他の取締役による牽制機能の発揮状況等がポイントとなることに留意する。なお、取締役会等において十分な議論がなされているかという観点から、取締役会等における議論の内容を検証するが、金融機関の経営判断の適否を評価するものではない。 ● （省略） ● （省略） ● （省略） 2. 金融円滑化編 （省略）

「預金等受入金融機関に係る検査評価制度について」の一部改正（新旧対照表）

現 行	改 正 後
3. 法令等遵守態勢 (省略) 4. 顧客保護等管理態勢 A : 顧客保護等管理態勢について、顧客説明管理態勢、顧客サポート等管理態勢、顧客情報管理態勢、外部委託管理態勢等が、それぞれ経営陣等により強固に構築され機能している。認識される弱点は軽微であり、金融機関としての業務の適切性等に対する影響は小さい。 B : 顧客保護等管理態勢について、顧客説明管理態勢、顧客サポート等管理態勢、顧客情報管理態勢、外部委託管理態勢等が、それぞれ経営陣等により十分に構築されている。軽微な弱点はあるものの、金融機関としての業務の適切性等に重大な影響を及ぼすものではなく、既に自主的に適切な対応がなされている、または、今後なされることが期待できる。 C : 顧客保護等管理態勢について、軽微ではない態勢の不備が認められるなど、顧客説明管理態勢、顧客サポート等管理態勢、顧客情報管理	3. 法令等遵守態勢 (省略) 4. 顧客保護等管理態勢 A : 顧客保護等管理態勢について、顧客説明管理態勢、顧客サポート等管理態勢、顧客情報管理態勢、外部委託管理態勢、<u>利益相反管理態勢</u>等が、それぞれ経営陣等により強固に構築され機能している。認識される弱点は軽微であり、金融機関としての業務の適切性等に対する影響は小さい。 B : 顧客保護等管理態勢について、顧客説明管理態勢、顧客サポート等管理態勢、顧客情報管理態勢、外部委託管理態勢、<u>利益相反管理態勢</u>等が、それぞれ経営陣等により十分に構築されている。軽微な弱点はあるものの、金融機関としての業務の適切性等に重大な影響を及ぼすものではなく、既に自主的に適切な対応がなされている、または、今後なされることが期待できる。 C : 顧客保護等管理態勢について、軽微ではない態勢の不備が認められるなど、顧客説明管理態勢、顧客サポート等管理態勢、顧客情報管理

「預金等受入金融機関に係る検査評価制度について」の一部改正（新旧対照表）

現 行	改 正 後
態勢、外部委託管理態勢等が不十分なものとなっている。経営陣等の顧客保護等への取組みは不十分であり、金融機関としての業務の適切性等に対する影響も認められ、改善の必要がある。 D : 顧客保護等管理態勢について、態勢の不備が認められるなど、顧客説明管理態勢、顧客サポート等管理態勢、顧客情報管理態勢、外部委託管理態勢等に欠陥がある、または、重大な欠陥が認められる。その結果、顧客の離反等を招き、金融機関としての存続が脅かされる懸念がある、または、そのような状況にある。 評価における留意点等 【基本的留意点】 (省略) 【プラス要素】 以下に掲げる点が認められる場合には、評価を行う上でのプラス要素として勘案するものとする。 (1) (省略) (2) (省略)	態勢、外部委託管理態勢、<u>利益相反管理態勢</u>等が不十分なものとなっている。経営陣等の顧客保護等への取組みは不十分であり、金融機関としての業務の適切性等に対する影響も認められる<u>ため</u>、改善の必要がある。 D : 顧客保護等管理態勢について、態勢の不備が認められるなど、顧客説明管理態勢、顧客サポート等管理態勢、顧客情報管理態勢、外部委託管理態勢、<u>利益相反管理態勢</u>等に欠陥がある、または、重大な欠陥が認められる。その結果、顧客の離反等を招き、金融機関としての存続が脅かされる懸念がある、または、そのような状況にある。 評価における留意点等 【基本的留意点】 (省略) 【プラス要素】 以下に掲げる点が認められる場合には、評価を行う上でのプラス要素として勘案するものとする。 (1) (省略) (2) (省略)

「預金等受入金融機関に係る検査評価制度について」の一部改正（新旧対照表）

現 行	改 正 後
(3) 顧客説明管理態勢、顧客サポート等管理態勢、顧客情報管理態勢、外部委託管理態勢の整備が適切に行われるのみならず、その他金融機関の業務に関し顧客保護や利便の向上のために必要であると金融機関自身が判断した業務に係る管理が適切に行われ、実効性ある顧客保護が行われていると認められる場合 (4) (省略) 【マイナス要素】 (省略) 5. 統合的リスク管理態勢 (省略) 6. 自己資本管理態勢 A～D (省略) 評価における留意点等 【基本的留意点】 (省略)	(3) 顧客説明管理態勢、顧客サポート等管理態勢、顧客情報管理態勢、外部委託管理態勢、<u>利益相反管理態勢</u>の整備が適切に行われるのみならず、その他金融機関の業務に関し顧客保護や利便の向上のために必要であると金融機関自身が判断した業務に係る管理が適切に行われ、実効性ある顧客保護が行われていると認められる場合 (4) (省略) 【マイナス要素】 (省略) 5. 統合的リスク管理態勢 (省略) 6. 自己資本管理態勢 A～D (省略) 評価における留意点等 【基本的留意点】 (省略)

「預金等受入金融機関に係る検査評価制度について」の一部改正（新旧対照表）

現 行	改 正 後
【プラス要素】 (省略) 【マイナス要素】 (省略) 【その他留意点】 検査後の自己資本比率が「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」に定める比率（国際統一基準 8 %、国内基準 4 %）を下回る場合には、自己資本管理態勢に係る評価段階は C 以下となることに留意する。 7. 信用リスク管理態勢 (省略) 8. 資産査定管理態勢 (省略) 9. 市場リスク管理態勢 (省略)	【プラス要素】 (省略) 【マイナス要素】 (省略) 【その他留意点】 検査後の自己資本比率が「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成 18 年金融庁告示第 19 号）等に定める比率（国際統一基準 8 %、国内基準 4 %）を下回る場合には、自己資本管理態勢に係る評価段階は C 以下となることに留意する。 7. 信用リスク管理態勢 (省略) 8. 資産査定管理態勢 (省略) 9. 市場リスク管理態勢 (省略)

「預金等受入金融機関に係る検査評価制度について」の一部改正（新旧対照表）

現 行	改 正 後
10. 流動性リスク管理態勢 (省略) 11. オペレーショナル・リスク管理態勢 A～D (省略) 評価における留意点等 【基本的留意点】 ● (省略) ● 評価を行うに当たっては、「Ⅰ. 経営陣によるオペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢の整備・確立状況」、「Ⅰ. 経営陣による事務リスク管理態勢の整備・確立状況」、「Ⅰ. 経営陣によるシステムリスク管理態勢の整備・確立状況」、及び「Ⅱ. 管理者によるオペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢の整備・確立状況」、「Ⅱ. 管理者による事務リスク管理態勢の整備・確立状況」、「Ⅱ. 管理者によるシステムリスク管理態勢の整備・確立状況」、「その他オペレーショナル・リスク管理態勢の整備・確立状況」に掲げられているチェックリストに基づき、実効性のある態勢整備が行われているかに重点を置いて行うものとする。	10. 流動性リスク管理態勢 (省略) 11. オペレーショナル・リスク管理態勢 A～D (省略) 評価における留意点等 【基本的留意点】 ● (省略) ● 評価を行うに当たっては、「Ⅰ. 経営陣によるオペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢の整備・確立状況」、「<u>（別紙1）</u>Ⅰ. 経営陣による事務リスク管理態勢の整備・確立状況」、「<u>（別紙2）</u>Ⅰ. 経営陣によるシステムリスク管理態勢の整備・確立状況」、及び「Ⅱ. 管理者によるオペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢の整備・確立状況」、「<u>（別紙1）</u>Ⅱ. 管理者による事務リスク管理態勢の整備・確立状況」、「<u>（別紙2）</u>Ⅱ. 管理者によるシステムリスク管理態勢の整備・確立状況」、「<u>（別紙3）</u>その他オペレーショナル・リスク管理態勢の整備・確立状況」に掲げられているチェックリストに基づき、実効性のある態勢整備が行われているかに重点を置いて行うものとする。

「預金等受入金融機関に係る検査評価制度について」の一部改正（新旧対照表）

現 行	改 正 後
● （省略） ● （省略） 【プラス要素】 （省略） 【その他留意点】 （省略）	● （省略） ● （省略） 【プラス要素】 （省略） 【その他留意点】 （省略）